

○国土交通省告示第二千二百五号における別表（低振動型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低振動型建設機械）の建設機械を追加する。

平成九年建設省告示第二千二百五号における別表（低振動型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低振動型建設機械）の建設機械を追加する。

令和五年十二月二十八日

別表（低振動型建設機械）

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

指定番号	機種	型式	諸元	申請社名
V-0039	バイプロハンマー	P V E 2308-Y T J	最大起振力 464 kN	機トーメック
V-0040	バイプロハンマー	P V E 2803 S H-Y T J	最大起振力 275 kN	機トーメック
V-0041	バイプロハンマー	P V E 2803-Y T J	最大起振力 275 kN	機トーメック

○国土交通省告示第二千二百五号  
不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第二千八百二十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和五年十二月二十八日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

（登録をしない場合）

**第七条** 国土交通大臣は、登録申請者が一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第二号から第十四号まで及び第十七号（第四条第三項第五号に規定する業務を営もうとする場合以外の場合にあっては第十七号に掲げるものを除く。）、総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第一号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで（第四条第三項第五号に規定する業務を営もうとする場合以外の場合にあっては第十七号に掲げるものを除く。）のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一〇六 （略）

七 金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、不動産の鑑定評価に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）若しくは不動産特定共同事業法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八〇十七 （略）

（標識の掲示）

**第十二条** 不動産投資顧問業者は、不動産投資顧問業を営む営業所」とい、公衆の見やすい場所

に、標識（別記様式第十六号）を掲示するものとする。

2 國土交通大臣は、不動産投資顧問業者について不動産投資顧問業者登録簿に登録をしたときは、不動産投資顧問業者が掲示する標識と同一の内容を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信することを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供するものとする。

（登録をしない場合）

**第七条** 国土交通大臣は、登録申請者が一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第二号から第十四号まで及び第十七号（第四条第三項第五号に規定する業務を営もうとする場合以外の場合にあっては第十七号に掲げるものを除く。）、総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第一号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで（第四条第三項第五号に規定する業務を営もうとする場合以外の場合にあっては第十七号に掲げるものを除く。）のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一〇六 （略）

七 金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、不動産の鑑定評価に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）若しくは不動産特定共同事業法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受ける」とがなくなつた日から五年を経過しない者

八〇十七 （略）

（標識の掲示）

**第十二条** 不動産投資顧問業者は、不動産投資顧問業を営む営業所」とい、公衆の見やすい場所

に、標識（別記様式第十六号）を掲示するものとする。

（新設）